

第4章
資料4 情報提供その他

要指導医薬品	第一類医薬品	第二類医薬品	第三類医薬品
義務	義務	努力義務	規定なし

情報提供及び指導を行うにあたりあらかじめ確認する事項

i) 年齢	vii) 妊娠の有無、妊娠中の場合は妊娠週数
ii) 他の医薬品の使用の状況	viii) 授乳の有無
iii) 性別	ix) その医薬品の購入歴、使用歴
iv) 症状	x) 医薬品の副作用歴
v) iv) に関して医師等に診断されたか？と診断の内容	xi) その他情報提供のために必要な事項
vi) 現在かかっている疾病がある場合は、その病名	

要指導医薬品	第一類医薬品	第二類医薬品	第三類医薬品
義務	義務	努力義務	規定なし

情報提供及び指導の方法

要指導医薬品	第一類医薬品
①薬局又は店舗内の情報提供と指導を行う場所にて行う	①薬局又は店舗内の情報提供と指導を行う場所にて行う
②その医薬品の特性、用法、用量、使用上の注意、併用を避けるべき医薬品などを購入者の状況に応じて個別に提供し必要な指導を行う	②その医薬品の用法、用量、使用上の注意、併用を避けるべき医薬品などを購入者の状況に応じて個別に提供する
③お薬手帳の所持の勧奨と、お薬手帳を活用した情報の提供及び指導を行う	③お薬手帳を活用した情報の提供及び指導を行う
④副作用が発生した場合の対応	④左記に同じ
⑤情報提供、指導の内容を理解したか？と質問の有無	⑤情報提供の内容を理解したか？と質問の有無
⑥必要に応じて、その要指導医薬品に代えて他の医薬品の使用を勧める	
⑦必要に応じて、医師等の診断を受けることを勧める	⑥左記に同じ
⑧情報提供を行った薬剤師の氏名を伝える	⑦左記に同じ

情報提供に用いる書面の記載事項

要指導医薬品	第一類医薬品	第二類医薬品	第三類医薬品
義務	義務	努力義務	規定なし

①医薬品の名称
②有効成分の名称及び分量
③用法・用量
④効能・効果
⑤使用上注意のうち、保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項
⑥その他販売する薬剤師が適正使用のために必要と判断する事項

販売時に購入者に伝える事項

要指導医薬品	第一類医薬品	第二類医薬品	第三類医薬品
義務	義務	義務	義務

①販売した薬剤師又は登録販売者の氏名
②薬局、店舗の名称
③薬局、店舗又は配置販売業者の電話番号その他連絡先
※要指導医薬品の場合、以下も確認する ・購入者がその医薬品の使用者本人であるか？ ・他店にてその医薬品を購入していないか？ ※指定二類の場合、以下の措置も必要 ・積極的な情報提供のために陳列を工夫する ・禁忌の確認と使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを勧める旨

要指導医薬品	第一類医薬品	第二類医薬品	第三類医薬品
義務	義務	努力義務	努力義務 ((e)は不要)

販売記録（書面）への記載事項

(a) 品名
(b) 数量
(c) 販売、授与、配置した日時
(d) 販売、授与、配置した薬剤師（または登録販売者）の氏名、情報提供を行った薬剤師（または登録販売者）の氏名
(e) 医薬品の購入者等が情報提供の内容を理解したことの確認の結果
※医薬品の購入者等の連絡先：努力義務